

令和元年度 安全性優良事業所表彰

■北陸信越運輸局 表彰基準

以下の6つの基準を全て満たしている事業所であること。

- ①安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であり、かつ、直近の認定に係る総合評価点数が90点以上又は安全性に対する取組の積極性に係る評価点数が15点以上である事業所
- ②過去3年間において、第1当事者となる事故（第1当事者と推定される事故を含む）を惹起していない事業所（運輸局管内の他の事業所を含む）
- ③過去1年間において、監査に基づく行政処分を受けていない事業所（運輸局管内の他の事業所を含む）
- ④年間教育計画やカリキュラムを作成し、それに基づき、運転者教育を2ヶ月に1度程度実施し、かつ、ISO9000シリーズ、39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規定等による運転者教育を実施していること
- ⑤デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている全車両に装着され、その効果をドライバー教育等に反映させていること
- ⑥安全性評価事業の認定後、輸送の安全の確保について、荷主から表彰や感謝状を受けたことがある、若しくは安定的な財務基盤の確保が図られていること、又は、Gマーク事業の活動を通じて交通事故防止に努めている、若しくは、Gマーク事業に係る活動を積極的に行い、その結果、外部機関から輸送の安全に関する表彰を受けていること。

■石川運輸支局 表彰基準

以下の6つの基準を全て満たしている事業所であること。

- ①安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所
- ②過去3年間において、第1当事者となる事故を惹起していない事業所（第1当事者と推定される事故も含む）
- ③過去1年間において、監査に基づく行政処分を受けていない事業所
- ④交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われていること
- ⑤デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、その効果をドライバー教育等に反映させていること
- ⑥安全性評価事業の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所、又は、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用していること